

会則および細則

公益社団法人 全日本断酒連盟

呉みどり断酒会

(令和4年4月1日発行)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「呉みどり断酒会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を役員会にはかったうえ、呉市内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連帯と協力により、断酒の継続を目的とし、自らの新しい人生を創り、あらゆる面での自立を目指すと共に、よりよい家庭の建設と、酒害啓発に努め、広く社会の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、公益社団法人全日本断酒連盟に加盟し、本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 定期例会（毎週2回以上）を開催し、会員相互の修養、親睦を図る。
2. 研修会、記念会、講演会等を開催する。
3. 機関紙「みどりの友」の発行。
4. 家族会を設置し、断酒に対する認識と協力について修養する。
5. その他、目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の会員をもって構成する。

1. 正会員は、酒害者本人で、断酒の決意を有し、本会の趣旨に賛同する者。
2. 家族会員は、酒害者の家族で、断酒に協力する者。

(入会)

第6条 本会会員になろうとする者は、入会申込書、入会金を提出し、会長の承認を得る。

(会費)

第7条 正会員および家族会員は、別途細則に定める会費を納付しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会するとき、退会届を会長に提出しなければならない。会員が死亡した場合および3ヶ月以上の会費未納、酒害により入院した場合は、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 本会の会員が、次の項に該当する場合は、役員会の合議により除名する。

1. 本会および会員の信用を著しく損なう行為のある場合。
2. 本会の運営を妨げる行為のある場合。

第3章 役員

(種別)

第10条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 監事 | 1名 |
| 5. 部長 | 若干名 |

(選任)

第11条 会長は、役員会の互選により、総会で承認を得るものとする。

第12条 会長は、次の役員を任命し、その業務を委嘱する。

1. 正会員の部
 - (1) 副会長
 - (2) 事務局長
 - (3) 監事
 - (4) 部長
2. (4) 項の部長は、組織運営専門部として、別途細則で規定する。
以下、各部長という。

(職務)

- 第13条
1. 会長は、本会を、各部長は該当する部を代表し、会務を統轄する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、役員会の合議により、職務を代行する。
 3. 事務局長は、事務全般を統轄する。
 4. 監事は、本会の会計および業務執行を監査する。
 5. 各部長は、各部会を構成し、会務を処理する。
 6. 各部長に事故あるときは、上記2項に準ずる。
 7. 役員は、各部長を補佐し、会務の運営にあたる。
 8. 各部長の兼任は、妨げないものとする。

(任期)

第14条 役員任期は1年とする。ただし、留年は妨げない。

(解任)

第 15 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、役員会にはかり解任することができる。

(定年)

第 16 条 役員の定年制は置かない。

第 4 章 会議

第 17 条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(構成員)

第 18 条 1. 総会は、正会員ならびに家族会員で構成し、正会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決は出席正会員の過半数以上の合意を必要とする。ただしやむを得ず出席できない場合は、他の会員に議決権を委任することができる。
2. 役員会は、会長が任命する役員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 1. 総会は、毎年 3 月に開催し、会計報告、事業報告、役員改選および事業計画その他会長の付属事項について検討する。
2. 役員会は、毎月 1 回以上開催し、次の事項を討議、検討決定する。
(1) 会長の互選 (2 月の役員会において行う。)
(2) 事業計画
(3) 負担金の支出
(4) 細則など
(5) 会の現況、問題点
(6) その他、会長の付議した事項

第 20 条 家族会員は議決権をもたないものとする。

第 21 条 会議は、会長が必要と認めるとき、臨時にこれを開催することができる。

第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第 22 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 寄付金、品
3. その他の収入

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日より始まり、翌年 2 月末日に終わるものとする。

(経費の支弁)

第24条 本会の経費は、資産をもって支弁し別途細則を設ける。

第6章 会則の変更

(会則の改正)

第25条 本会則は、総会において、出席正会員の3分の2以上の同意を得なければ、これを改正することはできない。

附則

この会則は平成10年4月1日より施行する。

平成13年	4月	1日	改正	(会則第3章-第12条	婦人部長の削除)
平成19年	10月	24日	改正	(会則第3章-第16条	役員の定年制廃止)
平成20年	4月	1日	改正	(会則第5章-第18条	名誉役員の定年制廃止)
令和4年	4月	1日	改正	(会則第3章-第10条	常任理事・理事の廃止)
				(会則第3章-第12条	常任理事・理事の廃止)
				(会則第4章-第17条	顧問の廃止)
				(会則第5章-第18条	名誉役員の廃止)

呉みどり断酒会会則 細則

呉みどり断酒会会則（以下「会則」という）の規定に基づき、呉みどり断酒会会則 細則（以下「細則」という）を次のように定める。

第1条 1. 会則第7条の会費および第6条の入会金について、下記に定める納付規定により、これを納付しなければならない。

(1) 正会員

入会金 1,000円

会費（月額） 1,000円

(2) 家族会員

入会金 —

会費（月額） 300円

会計、運営は正会員とは別途とし、家族会が行なうものとする。

2. 役員会において、必要と認め、合意を得た場合は、臨時に会費を徴収することができる。

3. その他、特別の事情のある場合は、役員会の合議によって会費の一部、または全額を免除することができる。

第2条 会則第12条2項に規定する運営専門部について、会務等に関する細則を以下のとおり定める。

1. 運営専門部として下記のとおり設けることができる。

(1) 事務局

(2) 会計部

(3) 編集部

(4) 行事部

(5) 家族会

2. 各部の業務内容を下記のとおり定める。

(1) 事務局

①総会の議案書、議事録の作成、配布、保管。

②役員会の議題、議事録の作成、配布、保管。

③行事予定表の作成、配布、保管。

④例会出席簿の作成、配布、保管。

⑤例会・役員会会場の確保。

(2) 会計部

①会費の徴収およびその他の収入。

②資産管理および経費の支弁。

③収支報告。

- (3) 編集部
 - ①機関紙「みどりの友」の編集、発行。
- (4) 行事部
 - ①全ての行事の統轄。
- (5) 家族会
 - ①家族会の運営。

第3条 会則24条に規定する経費の支弁について、下記のとおり細則を定め、金額の総額または一部を本会が負担する。

- 1. 事務費
 - (1) 事務用の消耗品費。
 - (2) 事務用器具、備品費（ただし役員会において承認を得たもの）。
 - (3) 全日本断酒連盟、各断酒会、関係機関との通信費。
- 2. 負担金
 - (1) 全日本断酒連盟への負担金。
 - (2) 広島県断酒会連合会への負担金。
 - (3) 中国ブロックへの負担金。
- 3. 交際費
 - (1) 例会または行事を催す場合に要する謝礼。
 - (2) 例会または行事の来賓としての出席に対して要する謝礼。
 - (3) 各断酒会、関係機関主催行事に対して要する謝礼。
- 4. 行事費
 - (1) 機関紙「みどりの友」の発行。
 - (2) 定期記念大会の開催必要経費。
 - (3) 酒なし忘年感謝会等の経費。
- 5. 交通費
 - (1) 全日本断酒連盟総会出席に要する交通費。
 - (2) 全日本断酒連盟セミナー出席に要する交通費。
 - (3) 中国ブロック役員会出席に要する交通費。
 - (4) 広島県断酒会連合会理事会・役員会出席に要する交通費。
- 6. その他
 - (1) 前記以外に必要と思われる場合は、その都度、役員会において検討し合議、決定するものとする。ただし、緊急を要する時は、会長の判断で処理することができるが、事後、速やかに役員会で報告了承を得るものとする。

第4条 全日本断酒連盟代議員等の役員の推薦は、会長が行うものとする。

第5条 断酒学校、研修会、記念大会への参加の場合は、役員会において、収支報告を行い、参加者全員に収支報告書を配布するものとする。

第6条 本細則を改正または追加しようとするときは、役員会において合議を経て、出席役員の3分の2以上の同意を得なければ、改正、追加はできない。

附則

この細則は、平成10年4月1日より施行する。

平成15年 4月 1日 改正 (細則第2条-1項(6)、2項(6) 家族会を追記)
平成23年 4月 1日 改正 (細則第1条-1項(1) 役員負担金の変更)
平成28年 4月 1日 改正 (細則第7条-準会員制度の新設)
平成29年 9月 1日 改正 (細則第1条-1項(1) 役員負担金の廃止)
平成29年12月18日 改正 (細則第3条-5項(1) 慶弔費の変更、6項(5) 行事費の変更)
令和 4年 4月 1日 改正 (細則第1条-1項(2) 家族会員を追記)
(細則第2条-1項(5) 庶務部の廃止)
2項(1) 事務局の業務内容変更)
2項(2) 会計部の業務内容変更)
2項(3) 編集部の業務内容変更)
2項(5) 庶務部の廃止)
(細則第3条-1項(3) 事務費に通信費を統合)
2項(2)(3) 負担金の追加)
3項 通信費の廃止)
4項(3)(4)(5) 交際費の変更)
5項 慶弔費の廃止)
6項(3)(4) 行事費の変更)
5項 交通費の新設)
7項(1)(2) その他の変更)
(細則第7条-準会員制度の廃止)